

特許庁委託事業

モザンビークの知的財産制度および
その運用に関する調査

2021年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりにあることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目次

1. モザンビークの知的財産制度概観	1
1.1 知的財産庁の概要	1
1.2 知的財産庁の組織構造	1
1.3 国内の知財関連の法律と規則	2
1.4 国際条約	2
2. 知的財産権の定義と出願の要件	2
2.1 特許	2
2.1.1 定義	2
2.1.2 出願の要件	3
2.1.3 保護期間	4
2.1.4 国際特許および広域特許	4
2.1.5 IPC の特徴	5
2.2 実用新案	6
2.2.1 定義	6
2.2.2 出願の要件	6
2.2.3 保護期間	7
2.3 意匠	7
2.3.1 定義	7
2.3.2 出願の要件	7
2.3.3 保護期間	8
2.3.4 広域意匠	8
2.4 商標	8
2.4.1 定義	8
2.4.2 出願の要件	8
2.4.3 保護期間	9
2.4.4 国際商標および広域商標	9
2.4.5 商標保護と似ている他の保護形式	10
2.5 著作権	14
2.5.1 定義	14
2.5.2 出願の要件	15
2.5.3 保護期間	15
3. 登録／出願手続と審査手続	15
3.1 特許	15
3.1.1 出願先	15
3.1.2 出願人適格	15

3.1.3	出願方法	16
3.1.4	登録手続全体の期間	17
3.1.5	審査手続の内容：オフィスアクション；オフィスアクションへの応答；応答書の作成；異議申立手続；知財権の発行	17
3.1.6	特許登録フローチャート	19
3.2	実用新案	20
3.2.1	出願先	20
3.2.2	出願人適格	20
3.2.3	出願方法	20
3.2.4	登録手続全体の期間	21
3.2.5	審査手続の内容：オフィスアクション；オフィスアクションへの応答；応答書の作成；異議申立手続；知財権の発行	21
3.2.6	実用新案登録フローチャート	21
3.3	意匠	22
3.3.1	出願先	22
3.3.2	出願人適格	22
3.3.3	出願方法	22
3.3.4	登録手続全体の期間	23
3.3.5	審査手続の内容：オフィスアクション；オフィスアクションへの応答；応答書の作成；異議申立手続；知財権の発行	23
3.3.6	意匠登録フローチャート	24
3.4	商標	25
3.4.1	出願先	25
3.4.2	出願人適格	25
3.4.3	出願方法	25
3.4.4	登録手続全体の期間	26
3.4.5	審査手続の内容：オフィスアクション；オフィスアクションへの応答；応答書の作成；異議申立手続；知財権の発行	26
3.4.6	商標登録フローチャート	27
3.5	著作権	28
3.5.1	出願先	28
3.5.2	出願人適格	28
3.5.3	出願方法	28
3.5.4	登録手続全体の期間	28
3.5.5	審査手続の内容：オフィスアクション；オフィスアクションへの応答；応答書の作成；異議申立手続；知財権の発行	28
4.	登録後／出願手続後	28
4.1	特許	28

4.1.1	所有者の権利.....	28
4.1.2	知的財産権の消滅.....	29
4.1.3	強制実施権などのライセンス	30
4.1.4	登録／出願の更新.....	30
4.2	実用新案.....	30
4.2.1	所有者の権利.....	30
4.2.2	取消の影響を含む、取消手続	30
4.2.3	強制実施権などのライセンス	30
4.2.4	登録／出願の更新.....	31
4.3	意匠.....	31
4.3.1	所有者の権利.....	31
4.3.2	取消の影響を含む、取消手続	31
4.3.3	強制実施権などのライセンス	31
4.3.4	登録／出願の更新.....	31
4.4	商標.....	32
4.4.1	所有者の権利.....	32
4.4.2	取消の影響を含む、取消手続	32
4.4.3	強制実施権などのライセンス	33
4.4.4	登録／出願の更新.....	33
4.5	著作権.....	34
4.5.1	所有者の権利.....	34
4.5.2	取消の影響を含む、取消手続	35
4.5.3	強制実施権などのライセンス	35
4.5.4	登録／出願の更新.....	35
5.	権利行使.....	35
5.1	特許と実用新案.....	36
5.1.1	侵害と救済	36
5.1.2	税関を含む行政執行.....	37
5.2	意匠.....	38
5.2.1	侵害と救済	38
5.2.2	税関を含む行政執行.....	38
5.3	商標.....	38
5.3.1	侵害と救済	38
5.3.2	税関を含む行政執行.....	39
5.4	著作権.....	39
5.4.1	知財権保護に関する司法制度と裁判所.....	39
5.4.2	民事救済.....	39

5.4.3	刑事救済	40
5.4.4	税関を含む行政執行	40

1. モザンビークの知的財産制度概観

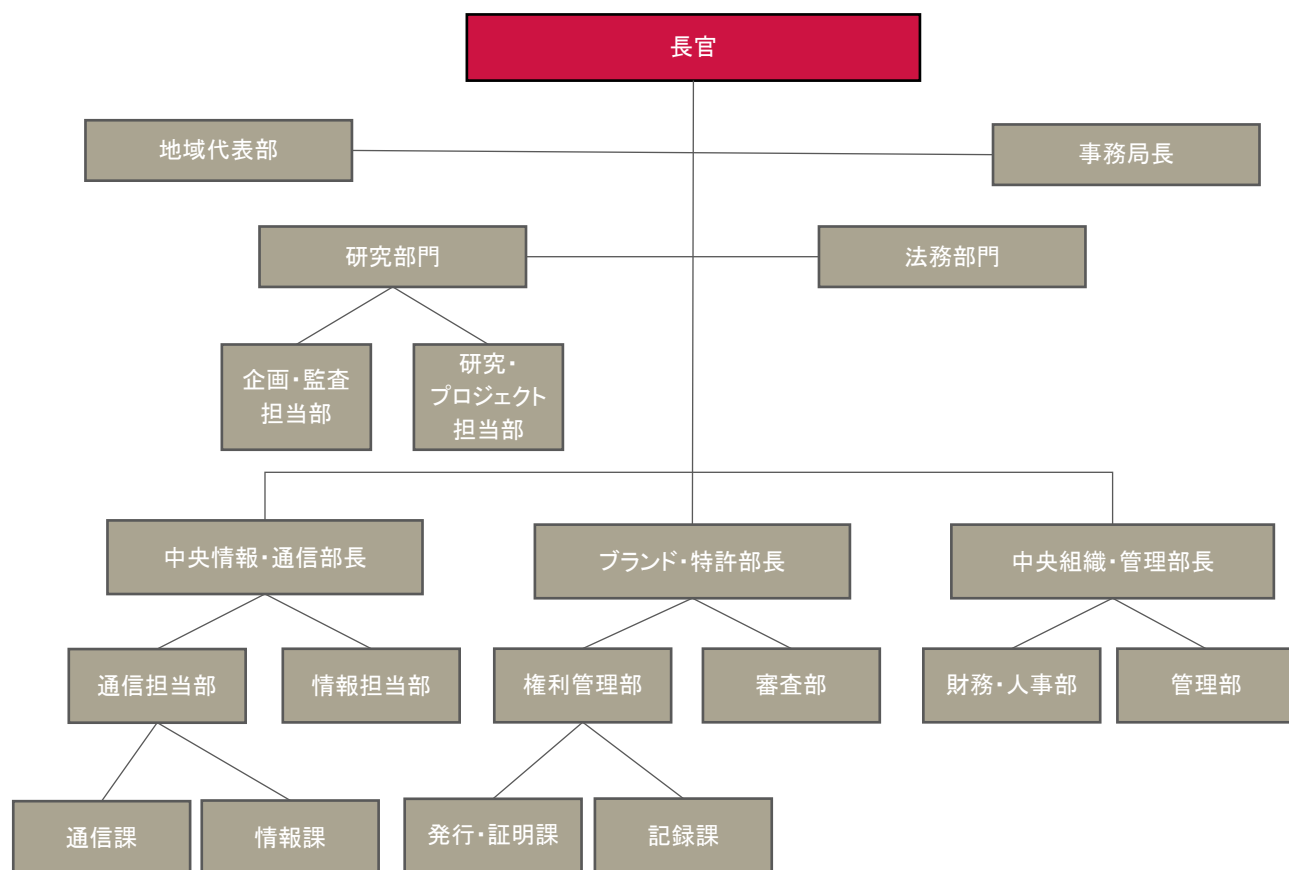
1.1 知的財産庁の概要

産業財産機関（Industrial Property Institute:IPI）は商工省の傘下にある。
長官はホセ・ヨアヒム・ミーク氏である。

産業財産機関（IPI）
商工省
Rua Consiglieri Pedroso no. 165
Box 1072, Maputo
<http://www.ipi.gov.mz>
E-mail ipi@ipi.gov.mz

公式ウェブサイトはポルトガル語のみである。

1.2 知的財産庁の組織構造



*職員と審査官の人数および予算額に関する情報は公表されていない。

1.3 国内の知財関連の法律と規則

- 2015年12月31日付け法令 No. 47/2015により承認され、2016年3月31日に施行された、産業財産法（IPC）¹。
- 産業財産機関（IPI）の基本法に関する、2003年12月24日付け法令 No. 50/2003（2003）。
- 録音物へのシール貼付義務に関する規則について詳述する、2001年9月4日付け法令 No. 27/2001（2001）。
- 法令 No. 46,980により承認された著作権法を廃止し、著作権を承認する2001年2月27日付け法律 No. 4/2001（著作権法）²。
- 産業財産の公式代理人に関する規則を承認する、1999年5月4日付け法令 No. 19/99（1999）。
- モザンビークの文化政策とその実施戦略を承認する、1997年6月10日付け決議 No. 12/97（1997）。

1.4 国際条約

- 2013年8月22日に署名し、2013年11月22日に発効したベルヌ条約
- 1998年7月7日に署名し、1998年10月7日に発効したマドリッドプロトコル
- 2013年8月22日に署名したマラケシュ条約
- 2001年10月18日に署名し、2002年1月18日に発効したニース協定
- 1998年4月9日に署名し、1998年7月9日に発効したパリ同盟
- 2000年2月18日に署名し、2000年5月18日に発効した特許協力条約
- 1996年9月23日に署名し、1996年12月23日に発効したWIPO条約
- 2000年5月8日（特許）、2020年8月15日（商標）から発効したARIPO（アフリカ広域知的財産機関）

2. 知的財産権の定義と出願の要件

2.1 特許

2.1.1 定義

モザンビークにおける知的財産法は、モザンビークでは知的財産を、「産業財産」と呼ぶ傾向を反映して、産業財産法（IPC：Industrial Property Code）と呼ばれている。しかしながら、

¹ <https://patent.agip.com/UploadFiles/mozambique.pdf>

² <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/Mozambique-Copyright-Act.pdf>

本書では、この法律に言及する場合を除き、より一般的に使用される「知的財産」という用語を用いることにする。

産業財産法（IPC）は第 1 条において、発明特許とは、発明を保護するために管轄行政当局により付与された権利であると定義している。この管轄行政当局とは、産業財産機関（IPI）のことである。

第 1 条において、発明とは、特定の技術問題の実用的解決策を見出すアイデアであると定義されている。発明は物または方法であってもよく、同時に物と方法の双方からなるものであってもよい。

2.1.2 出願の要件

登録要件

第 8 条において、産業財産権は登録を必要とし、産業財産権の効力と法的保護は登録に依存すると規定されている。

特許要件

第 32 条において、発明は新規である場合、進歩性がある場合および産業上利用可能である場合に特許を受けられると規定されている。

新規性

第 33 条において、先行技術がない場合、発明は新規とみなされるとされている。

先行技術

第 34 条において、先行技術はモザンビークまたは他の場所で公表されたあらゆるものを含むと規定されている。それゆえ、絶対的新規性要件である。

進歩性

第 35 条において、当業者にとって発明が先行技術から自明ではない場合、その発明は進歩性があるとみなされるとされている。

産業上の利用可能性

第 36 条において、発明の主題がいずれかの種類の産業において製造または使用可能な場合、発明は産業上利用可能とみなされるとされている。

新規性喪失の例外 (Permissible disclosures)

第 37 条の規定により、以下の場合には、特許出願の出願日または優先日より前の 12 か月間に発明が開示されたとしても、先行技術の一部とはみなされない。

- その開示が、科学、専門機関または刊行物に対して、または、政府公認の競技会、展覧会および見本市において行われた場合。
- その開示が、発明者またはその権利継承人に対する第三者による明らかな悪用の結果である場合。

発明に該当しないもの

第 38 条は、発明とはみなされないものを列挙している。

- 科学理論と数学的方法
- 発見
- 純粋な知的活動、ゲームまたは経済活動を遂行するためのシステム、計画、規則と方法
- プロジェクト計画
- コンピュータプログラム
- 情報の提示
- 美的創作物、芸術および文学作品
- 人間または動物の手術、治療および診断方法

特許保護からの例外

特許保護から除外されるものには、以下が含まれる。

- 倫理、安全および衛生に反する発明
- 植物と動物またはその一部
- 原子力を生成することを目的とする、あらゆる種類の物質、材料、混合物もしくは要素、または、それらを獲得または改変する行程

発明の単一性

第 57 条は、発明の単一性について規定している。一発明は一つの出願によって請求され、発明ごとに一つの出願としなければならない。一つの出願は、単一概念を構成する関係する様々な発明に関するものである。そして、出願人は、審査段階前であれば、いつでも、出願を補正・分割することができる。補正に関して、最初の出願の情報を超えることは許されない。

2.1.3 保護期間

保護期間は出願日から 20 年である。更新料（年金）は、優先日の一年後から開始され、毎年支払わなければならない。出願時に最初の 2 年分の年金を支払わなければならない。

2.1.4 国際特許および広域特許

モザンビークにおいて、国際特許出願および広域特許出願も利用可能である。以下に簡単に説明する。

国際特許

モザンビークは特許協力条約（PCT）の加盟国であり、IPC の第 84 条 - 第 89 条は国際特許について規定している。

第 84 条は、国際特許出願が PCT に準拠することを明確にしている。IPC とその施行規則の規定が PCT の規定に当てはまるとしている。

第 85 条 - 第 89 条の規定は以下の通りである。

- 第 85 条は、国際特許出願の提出について定めている。
- 第 86 条は、受理官庁としての IPI について定めている。
- 第 87 条は、指定官庁または選択官庁としての IPI について定めている。
- 第 88 条は、国際特許出願の効力について定めている。
- 第 89 条は、公開後の国際特許出願の仮保護について定めている。

広域特許

モザンビークは ARIPO の加盟国であり、IPC の第 79 条 - 第 82 条は広域特許について規定している。

- 第 79 条は、特許・実用新案・意匠に関する 1982 年ハラレ議定書が、広域特許・実用新案・意匠に適用されると定めている。
- 第 80 条は、出願の提出について定めている。
- 第 81 条は、受理官庁としての IPI について定めている。
- 第 82 条は、広域特許出願から国内特許または国内実用新案への変更について定めている。
- 第 83 条は、広域特許出願の公開後における、モザンビークを指定国とする広域特許の仮保護について定めている。

2.1.5 IPC の特徴

ここで、IPC の特徴について、いくつか紹介しておく。これらの特徴点は、著作権を除き、本報告書で取り上げる全ての知財権に当てはまる。

出願の言語

IPC の第 12 条では、全ての登録出願はポルトガル語で提出しなければならないと規定している。

さらに続けて、広域および国際出願は、適切な実施に関する法的文書に定義された、または当該文書への署名時にモザンビークにより選択された公用語で提出しなければならないと規定している。

特許または実用新案の広域または国際出願の場合、出願書類には要約、明細書および特許請求の範囲のポルトガル語訳を添付しなければならない。

施設の調査

第 13 条の規定により、IPI は国家経済活動監査院 (INAE) と協力して、知財権の登録出願に対する意見や主張を「明確にする」ため、経済活動が行われているあらゆる商業、産業施設またはその他の場所を調査することができる。

このような調査は、同じ状況で提出されたあらゆる申立を説明する目的で、利害関係者の要求により行うこともでき、その場合は要求当事者が調査の費用を負担する。

全ての調査要求は十分な根拠を示さなければならず、その承認について利害関係者に通知される。

譲渡

第 21 条の規定により、産業財産権は生存者間で (生存中に)、さらに死亡により (死亡後に) 譲渡することができる。

生存者間の譲渡は書面で行われ、譲与者／譲渡人により署名されなければならない。

全ての権利、共同所有権、担保権または抵当権の譲渡は、権原証書または証明書に裏書きされる。

商号、施設の名称と標章およびロゴの登録出願から生じる権利は、該当する商業または産業施設と一緒にの場合にのみ譲渡できる。

権利の回復

第 27 条の規定により、知財権の出願人または所有者は、相当の注意を払い、過失がなかったにもかかわらず期限を遵守できずに拒絶が生じた、または権利の効力が損なわれた場合には、回復を請求することができる。回復を請求できるのは、期限の遵守を妨げた障害の解消から 2 か月以内である。この権利についてはいくつかの例外がある。

2.2 実用新案

2.2.1 定義

第 1 条において、実用新案とは、有用性を機能的に高める、またはその製造条件を改善する、対象物またはその対象物の一部の形状、構造、仕組み、または配置であると定義されている。

2.2.2 出願の要件

一般原則

第 96 条の規定により、有意な進歩性があり、産業上利用可能なあらゆる新規の発明は、医薬品と農薬製品を除き、実用新案として保護を受ける資格がある。

進歩性

第 97 条の規定により、進歩性の解釈上、発明が対象物の機能性を高める、またはその製造条件を改善する場合には、進歩性があるとみなされる。

発明の単一性

第 98 条の規定により、実用新案出願は単一の主要な考案に言及しなければならず、単一の考案には、複数の別個または追加の要素または構造上もしくは構成上の要素を含めることができる。ただし、対象物の技術的・機能的・材質的単一性は維持されなければならない。

特許への変更

第 99 条の規定により、出願人は公開前であれば元の出願の出願日を維持したまま、実用新案出願を特許出願に変更できる。ただし、料金の支払が必要である。

2.2.3 保護期間

第 103 条は、実用新案の存続期間を出願日から 15 年と定めている。年金を支払う必要がある。更新料（年金）は、優先日の一年後から開始され、出願時に最初の 2 年分の年金を支払わなければならない。

2.3 意匠

2.3.1 定義

第 1 条において、意匠とは、製品またはその一部に新規かつ独自の外観をもたらし、その工業生産または工芸生産のひな型となり得る、線もしくは色または立体形状のあらゆる組合せであると定義されている。

2.3.2 出願の要件

一般原則

第 105 条において、登録出願の出願日または優先日より前に、意匠が有形の形式の公表により開示されている、または他の何らかの方法で使用されているはならず、独自性がなければならぬとされている。

独自性

以下の意匠は、独自性がないとみなされる。

- たとえ先の登録が無効である、または満了しているとしても、既に先の登録の対象であった意匠。
- 当業者が知ることができ、かつ実施できる方法で、刊行物に記載されているあらゆる意匠。
- 周知の方法で使用されている、または何らかの方法で公知となっている意匠。

法令違反

第 105 条において、さらに、意匠は法令に違反する、または公序良俗に反するものであってはならないと規定されている。

2.3.3 保護期間

第 118 条は、保護期間を出願から 5 年を超えない期間としているが、保護期間は更新が可能であり、保護期間を最大 25 年と定めている。更新料（年金）は、優先日の一年後から開始され、毎年支払わなければならない、出願時に最初の 2 年分の年金を支払わなければならない。

2.3.4 広域意匠

モザンビークでは、広域意匠保護が利用可能である。

第 120 条の規定により、モザンビークを指定して ARIPO に登録された意匠は、モザンビークにおいて、IPC に従い登録された意匠と同じ効力を有する。ただし、IPI がハラレ議定書の規則 20 に従い、モザンビークでの登録が無効である旨の決定を ARIPO に通知した場合を除く。

2.4 商標

2.4.1 定義

一般原則

第 1 条において、商標とは、識別性のある、明確に視覚、聴覚または嗅覚で認識可能な標識であって、図式的に表現可能で、特定の企業の商品またはサービスを他社のものと区別でき、人名を含む単語、図案、文字、数字および製品またはそのパッケージの形状からなる、と定義されている。

証明商標

第 1 条において、証明商標の保護についても規定している。証明商標とは、所有者の管理下で所有者以外の者により使用されるが、当該商標が使用される商品またはサービスに、特有の特性を有するか、または品質が保証されたものであることを識別するための商標であると定義されている。

団体商標

第 1 条において、団体商標の保護についても規定している。団体商標とは、グループや団体の商品またはサービスとして、質を含め、独自なものとして識別できるか、または、その他の共通的特徴を有するものとして識別できる商標であると定義されている。

単一区分

保護を求める商品またはサービスの区分ごとに、別個の出願をしなければならない。

2.4.2 出願の要件

第 121 条は、商標を登録可能にするための様々な要件を定めている。これらの要件について、以下に述べる。

- *識別性*：商標は、特定の企業の商品またはサービスを他社のものと区別できなければならない。
- *記述的商標*：商標は、保護を求める商品またはサービスの一般的な／共通の／通常の／単に記述的な特徴に相当するものであってはならない。

- **虚偽性**：商標は、当該商標に関連する商品またはサービスに特有の明確な特徴、すなわち、当該商品またはサービスの地理的原産地および性質または特性に関して、需要者の誤認を招くものであってはならない。
- **紋章など**：商標は、国、地方自治体、国内／外国の公共団体または国際もしくは地域協定により設立された政府間組織が所有する紋章、旗、象徴、硬貨、盾、盾形記章、略語その他のシンボルの特徴を複製または模倣するものであってはならない。ただし、その国または組織により認可された場合を除く。
- **記章、印章など**：商標は、いずれかの検査や保証に関係する公式の記章、証印および印章、または赤十字社もしくは他の同様の機関の民間の紋章や名称を複製するものであってはならない。
- **混同を生じるほど類似の商標**：商標は、同じ商品またはサービスを対象とする、異なる所有者の先の商標（登録済みまたは出願係属中）と同一である、またはこれを模倣するものであってはならない。
- **第 122 条は、模倣の概念について、同一の商品またはサービスに関係し、需要者に混同を生じるほどの外観的、形態的または称呼的類似性を示す商標を意味すると定義している。**
- **周知商標**：商標は、「著名」な商標またはモザンビークで周知の商標と同一または類似であってはならない。

2.4.3 保護期間

第 139 条は、登録期間を出願日から 10 年と規定している。登録は 10 年間ずつ無期限に更新できる。

2.4.4 国際商標および広域商標

モザンビークにおいて国際および広域商標保護も利用可能である。以下に簡単に説明する。

国際商標

モザンビークはマドリッドプロトコルの加盟国である。IPC の第 III 節第 154 条 - 第 162 条は、国際登録について取り上げ、以下のように規定している。

- 第 154 条は、登録を受ける権利について定めている。
- 第 155 条は、登録出願について定めている。
- 第 156 条は、保護の放棄について定めている。
- 第 157 条は、登録の変更について定めている。
- 第 158 条は、公開について定めている。
- 第 159 条は、異議申立について定めている。
- 第 160 条は、手続上の方式要件について定めている。
- 第 161 条は、登録の拒絶理由について定めている。

- 第 162 条は、使用する意思の宣言書について定めている。

広域商標

モザンビークは、2020 年 8 月 15 日から ARIPO 商標制度の加盟国である。

IPC の第 II 節第 142 条 - 第 153 条は、広域商標について以下の通り規定している。

- 第 142 条は、登録を受ける権利について定めている。
- 第 143 条は、出願の提出について定めている。
- 第 144 条は、優先権について定めている。
- 第 145 条は、登録の存続期間と更新について定めている。
- 第 146 条は、事後指定について定めている。
- 第 147 条は、補正の承認について定めている。
- 第 148 条は、登録の回復について定めている。
- 第 149 条は、指定官庁について定めている。
- 第 150 条は、異議申立について定めている。
- 第 151 条は、手続上の方式要件について定めている。
- 第 152 条は、登録の拒絶理由について定めている。
- 第 153 条は、使用する意思の宣言書について定めている。

2.4.5 商標保護と似ている他の保護形式

ここで指摘すべき点として、IPC は、商標に関する規定により付与される保護とほぼ同様の保護を与える複数の他のカテゴリーを設定している。これらのカテゴリーを以下に示す。

原産地名称と地理的表示

- 第 1 条において、原産地名称とは、次のように定義されている：特定の地域、場所または国の原産である製品を区別または識別する、地域、場所または例外的に国の名称であって；その製品の品質または特性が本質的または排他的に、自然要因と人的要因を含む、特定の地理的場所に起因しており；さらにその生産もしくは抽出、変換または作成が限定された地理的領域で行われるもの。
- 第 1 条において、地理的表示とは、次のように定義されている：特定の地域、場所または国の原産である製品を区別または識別する、地域、限定的な場所または例外的に国の名称であって；その製品の生産、抽出、変換または作成が限定された地理的領域で行われることを考慮して、その評判、特有の品質または明確な特性が、当該地理的産地に起因していると思われるもの。
- 第 V 章第 163 条 - 第 186 条において、保護制度には次のものが含まれると規定されている：権利付与；登録要件；製品仕様；製品仕様の遵守の監督；製品仕様の補正の承認；出願の審査；公開；仮保護；拒絶理由；商標、原産地名称または地理的表示と

同じ名称との抵触；異議申立；審査と決定；決定の修正；権利の証拠；承認；施設の検証と取消。

以下に、原産地名称と地理的表示（GI）について少し詳しく説明する。

共通する特徴

第 163 条に従い、これらの権利は、当該地域において実際に居住または創業している人たちの共有財産であり、登録の所有者により許可された場合に、当該地域で典型的な生産拠点を運営する人たちが無差別に使用できる権利である。GI または原産地名称の所有権は、譲渡不可である。

第 164 条は、これらの権利は無期限に存続すると規定する。

第 165 条は、登録された GI および原産地名称の更新情報の維持を IPI に義務づけている。

登録

第 167 条に基づき、登録出願は利害関係のあるグループ、自然人または法人が提出しなければならない。

第 168 条は、以下の要件を定めている。

- 願書には、出願人の名前と住所、製品仕様書および仕様書の要約を明記する。
- 仕様書の要約には次のものを簡潔に記載する：名称；必要な場合はパッケージとラベル表示に適用される特定の規則および地理的領域の範囲を含む、製品説明；製品と地理的環境との関係性の説明
- 外国の地理的領域の場合は、当該名称がその原産国で保護されている証拠が必要となる。
- 出願はポルトガル語で提出するか、ポルトガル語訳を添付しなければならない。

第 169 条は、製品仕様の要件について定めている。

第 170 条は、製品仕様の遵守の監督について定めている。

第 172 条は、審査手続について定めている。

第 173 条は、出願の公開について定めている。

第 174 条は、仮保護について定めている。

第 175 条は、拒絶理由について定めており、以下のものが含まれる。

- 登録を受ける権利のない者により、出願が提出された。
- 原産地名称または GI とはみなされないものである。
- 既に登録された原産地名称または GI の複製である。
- その原産地名称または GI は、原産国において取り消されている。
- その原産地名称または GI は、植物品種または動物種の名称と抵触する。
- その原産地名称または GI は、侮辱的または公序良俗に反する。

- その原産地名称または GI は、不正競争行為を助長する。
- 商標と抵触する。

第 178 条は、30 日の異議申立期間と異議申立手続について定めている。

第 179 条は、審査と決定について定めている。

第 180 条は、決定の公告について定めている。

第 183 条は、登録証の発行について定めている。

取消

第 186 条は、製品仕様に示された条件の不遵守に基づいて登録を取り消す手続を定めている。

商号および施設の名称と標章

- 第 1 条において、商号とは、営業活動の中で個人または企業体を識別する社名、名称または表現であると定義されている。
- 施設の標章とは、企業名が示されているかどうかにかかわらず、とりわけ図形または図案で構成される標識または一連の標識であって、その構成が識別力のある特定の形状または形態をもたらすものとして定義されている。
- IPC は、これらの特徴を商標として保護できるにもかかわらず、これらの特徴の登録について明確に規定している。その登録手続は、第 VI 章第 187 条 - 第 201 条に取り上げられており、公開、異議申立、権利付与および 10 年ごとの無期限更新を含む、登録手続を想定している。

以下に少し詳しく説明する。

商号および施設の名称と標章への権利付与

第 188 条の規定に従い、商号または施設の名称もしくは標章の権利を受けられる人には、正当な利害関係のある全ての人が含まれ、モザンビークにおいて居住または創業していることを条件として、農家、育種家、実業家および商人が例として挙げられる。

商号または施設の名称の構成

第 189 条の規定に従い、これらは次のものを含んでもよい：偽名または特定の名前；歴史的名称；場所の名称；所有者の名前、屋号、会社名、仮名またはニックネーム。

第 190 条は、例外を列挙している。以下のものは保護されない可能性がある。

- 第三者の名前
- 他者により登録された施設の名称
- 他者により保護されている商標の構成要素

施設の標章の構成

第 191 条に基づき、施設の標章は、単独で／名称と一緒に使用される外部標識で構成されていてもよく、建物正面の装飾を含んでもよい。

商号および施設の名称と標章の登録

第 192 条において、権利は登録により付与されると規定されている。権利の所有者は不正使用を禁止できる。

不変性

第 193 条は、不変性義務を所有者に課している。所有者は登録の過程で変更することはできない。

登録手続

第 194 条は、登録出願には事業許可証または定款の提出が含まれると定めている。

第 195 条は、登録前であっても、所有者は第三者による不法行為から保護されると定めている。

第 196 条は、公開について定めている。

第 197 条は、異議申立について定めている。

存続期間

第 200 条の規定に従い、登録は 10 年間継続し、更新可能である。

登録の終了

第 201 条の規定に従い、通常の方法（放棄、取消、無効および満了；第 22 条を参照）による終了とは別に、登録は以下の理由により終了する。

- 施設の閉鎖
- 連続 3 年間にわたる不使用

ロゴ

- 第 1 条において、ロゴとは、視覚的に表現可能で、商品またはサービスを提供する事業体を示すことが可能な標識または標識の組合せであると定義されている。
- 第 203 条の規定に従い、第 VII 章第 187 条 - 第 204 条（商号および施設の名称と標章に関する条項を含む）がロゴにも同様に適用される。つまり IPC は、これらの特徴を商標として保護できるにもかかわらず、これらの特徴の登録について明確に規定している。

褒賞

- 第 1 条において、褒賞とは、次のように定義されている：モザンビークまたは外国で開催された公式または公認の展覧会、見本市および競技会で獲得された、政府により授与される功績の勲章；研究所もしくは国家機関により、または資格のある組織により発行された試験成績書および免状；ならびに他の公的性質の褒賞または証拠。
- 第 VIII 章第 205 条 - 第 211 条において、褒賞の登録、使用、譲渡および取消を含む制度が規定されている。

2.5 著作権

2.5.1 定義

モザンビークにおける著作権は、法令 No 46.980 により承認された著作権法を廃止し、著作権を承認する法律 No. 4/2001（著作権法）である。

著作権法の第 1 条に従い、著作権法は、文学的・芸術的・科学的著作物、ならびに放送を目的とした録音物、映像ソフトおよび原著作物の対応する著作者、実演家および製作者の権利に適用される。さらに第 1 条は、文学・芸術・科学分野における知的成果物の創作と製作を奨励することが著作権法の目的であると規定している。

第 4 条は、著作権法により保護される文学的・芸術的・科学的著作物を列挙しており、以下が含まれる。

- コンピュータプログラムを含む、文字著作物
- 言語からなり、口頭で表現された、講義、講演、説教その他の著作物
- 言語を伴うかどうかを問わない、音楽著作物
- 演劇およびミュージカル著作物
- 振付およびパントマイム著作物
- 映像・音響著作物
- 線画、絵画、彫像、彫刻およびリトグラフを含む、美術の著作物
- 建築の著作物
- 写真著作物
- 応用美術の著作物
- 地理学、地形学、建築または科学に関するイラスト、地図、設計図、略図および立体著作物
- 民間伝承の表現

第 5 条は、著作権保護の例外を列挙しており、以下が含まれる。

- 立法・行政・司法に関連する公式条文、またはその公式訳文
- 純粋に情報提供のための日々のニュースと出来事の報告
- 単なる事実とデータ
- アイディア、手順、業務方法または数学的概念

2.5.2 出願の要件

重要な点として、モザンビークで著作権を登録する必要はない。自発的な登録に関する規定は存在するが、この登録の目的は、著作物と保護されている権利を公表することだけである。存在する登録手続は、いかなる権利も確定するものではなく、登録も比較的稀である。

第3条に従い、著作権法は以下のものに適用される。

- 著作者または原所有者がモザンビーク人である、または外国籍の場合は、モザンビークに通常居住している、もしくは登録事務所を有する場合の著作物。
- 製作者がモザンビーク人である、またはモザンビークに通常居住している、もしくは登録事務所を有する場合の映像・音響著作物。
- モザンビークに建設された建築の著作物。
- モザンビークが加盟している国際条約に基づき保護を受けられる著作物 — モザンビークはベルヌ条約に加盟している。

2.5.3 保護期間

保護期間については以下の条項が適用される：

第22条に基づき、著作物が著作者の死後に開示または公表される場合でも、経済的権利は著作者の死後70年で失効する。

さらに、第22条は、非経済的権利は無期限であると定めている。

第23条に基づき、共同著作物の場合、経済的権利は最後の生存著作者の死後70年で失効する。

第24条に基づき、匿名または仮名で公表された著作物の場合、その著作物が最初に合法的に公表された日から70年間、保護が継続する。

3. 登録／出願手続と審査手続

3.1 特許

3.1.1 出願先

産業財産機関 (IPI)
商工省
<http://www.ipi.gov.mz>

3.1.2 出願人適格

以下の規定が適用される。

- 第39条に基づき、特許を受ける権利は発明者またはその承継人に帰属する。
- 第40条に基づき、発明が複数の人の成果である場合、彼らの一部または全員により特許を出願できる。

- 第 41 条に基づき、反証がない限り、出願人は特許を受ける権利があると推定される。
- 第 42 条に基づき、複数の人が相互に無関係に同じものを発明した場合、特許を受ける権利は、優先権が主張される場合を除き、最初に特許を出願した人に帰属する。
- 第 43 条に基づき、発明者が従業員である場合、当該従業員の職務遂行中に、または雇用主の資源を用いて発明が創出されたのであれば、特許は雇用主に帰属する。この場合、当該従業員は公正な報酬を受けられる可能性がある。

3.1.3 出願方法

非 PCT 出願

以下のものが要求される。

- 公証された委任状－出願後 1 か月以内に要提出。
- ポルトガル語または英語による明細書とクレーム－出願日に要提出。
- ポルトガル語による要約と発明の名称－出願日に要提出。
- 正式図面（図面がある場合）－出願日に要提出。
- 明細書とクレームを英語で提出した場合は、その宣誓書付きポルトガル語訳－3 か月以内に要提出。
- 発明の譲渡証－期限なし。
- 宣誓書付きポルトガル語訳を添付した優先権書類－2 か月以内に要提出。

PCT 国内段階出願

以下のものが要求される。

- 公証された委任状－出願後 1 か月以内に要提出。
- ポルトガル語または英語による明細書とクレーム－出願日に要提出。
- ポルトガル語による要約と発明の名称－出願日に要提出。
- 正式図面（図面がある場合）－出願日に要提出。
- 明細書とクレームを英語で提出した場合は、その宣誓書付きポルトガル語訳－3 か月以内に要提出。
- 発明の譲渡証－期限なし。
- 公開された国際出願のコピー－出願日に要提出。
- 国際調査報告のコピー－期限なし。
- 特許性に関する国際予備報告のコピー－期限なし。

モザンビークを指定する ARIPO 出願

以下のものが要求される。

- 委任状（署名のみ）一出願後 2 か月以内に提出可能。
- 英語による明細書、クレームと要約一出願日に要提出。
- 正式図面（図面がある場合）一出願日に要提出。
- 国際特許分類一後日提出可能、期限設定なし。
- 発明の譲渡証一後日提出可能、期限設定なし。
- 宣誓書付き英訳を添付した優先権書類一3 か月以内に提出可能。
- 特許出願に 1 つまたはそれ以上のヌクレオチドまたはアミノ酸配列の開示が含まれている場合は、配列表は WIPO 標準 ST.25 を満たす電子形式でも提出しなければならない。

3.1.4 登録手続全体の期間

約 2-3 年を要する。

3.1.5 審査手続の内容：オフィスアクション；オフィスアクションへの応答；応答書の作成；異議申立手続；知財権の発行

IPC には、以下に関する規定が存在する。

- 方式審査（第 62 条）
- 公開（第 66 条）
- 公開日からの仮保護（第 67 条）
- 異議申立（第 68 条）
- 実体審査（第 69 条）

係属中のモザンビーク特許出願は、2020 年 5 月 15 日付け通達に従い、実体審査を受けることになっている。しかし、モザンビーク登録局は、まだ、どの調査・審査機関がこの審査を引き受けるのかについて通知していない。

第 62 条は、IPI が出願の方式審査を行い、以下の条項が満たされていることを保証すると規定している。

第 11 条では、書式を適正に作成し、署名しなければならないこと；適切な料金が支払われていること；さらに指示された全ての文書を添付することを定めている。

第 52 条では、出願書類は料金の支払の証拠と一緒に 3 部提出しなければならないと、明細書、1 つ以上のクレーム、図面（ある場合）および要約を含めなければならないと定めている。

第 53 条では、出願書類は出願人、発明者または出願人の代理人の名前と住所および国籍を記載しなければならないと定めている。

第 54 条では、発明の記載について規定しており、明細書は：当業者が発明を実施できる方法で記載しなければならない；モザンビークで収集された遺伝資源または生物材料の出所を明確に特定し、当該資源の使用に関連するあらゆる伝統的知識を含めなければならない；微生物またはそれを獲得する微生物学的方法からなる発明の場合、認定された国際寄託機関により発行された微生物学的材料のサンプルの提出を証明する説明書に、当該材料の受領書のコピーを添付すればよい；発明を理解する上で必要な場合は図面を含めなければならないと規定している。

第 55 条では、クレームの構造について取り上げており、発明の技術的特性の定義は、既知の技術的特性について述べる導入部と、保護を請求する技術的特性について詳述する部分との 2 つに分けなければならないと述べると共に、クレームは明瞭簡潔で、完全に明細書に基づくものでなければならないこと；発明の保護の範囲について概説するクレームを含めなければならないこと；さらに要約は技術的情報のみを記載し、発明の保護の範囲を定めるものであってはならないことを規定している。

第 66 条は、「公開」という表題が付けられ、方式審査の後に要件を満たす出願は産業財産公報により公開されるが、少なくとも出願日または優先日から 18 か月が経過していることを条件とする（ただし、出願日または優先日から 12 か月が経過したとみなされる広域および国際特許出願を除く）と規定している。ただし、出願人の要求により公開日を繰り上げる規定も存在する。公開後は、誰でもクレーム、明細書および図面のコピーを要求できる。

第 67 条は、「仮保護」という表題が付けられ、特許出願は公開日から、特許が付与された場合に獲得するはずの権利を出願人に与えると規定している。

第 68 条は、「異議申立」という表題が付けられ、特許により不利益を被ると考えるあらゆる者は、公開から 60 日以内に出願に異議を申し立てることができ、この期間は料金の支払により 60 日間延長できると規定している。出願人は応答する機会を与えられ、最終的に IPI 長官により問題が解決される。

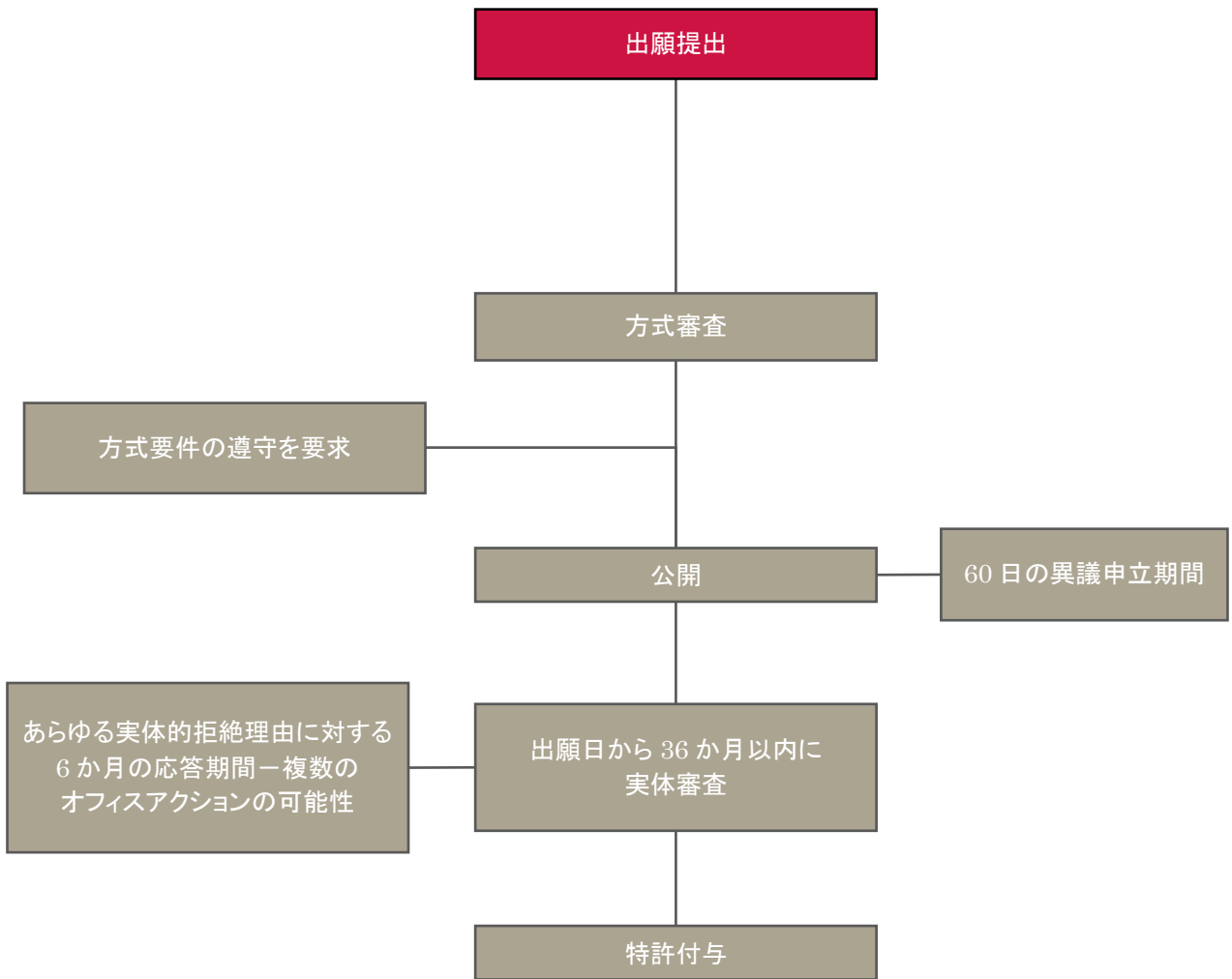
第 69 条は、「審査」という表題が付けられ、異議申立期間の満了または異議申立の終結後、出願人は審査を請求しなければならず、IPI は必要に応じて技術支援を求めながら、特許権原証書、要約、明細書、クレームおよび発明図面に基づいて審査を行うと規定している。審査を請求しない場合、出願は取下とみなされる。

2020 年 5 月 15 日に当局は、2016 年 3 月 31 日に施行された法律に導入された特許実体審査規定について明確化を図り、詳述する通達を発行した。

この 2020 年通達に従い、出願人は自己の特許出願の正式な実体審査請求を提出し、所定の審査料を支払わなければならない。この正式な請求は国内出願日から 36 か月以内に提出する必要がある。所定の期間内に審査請求が行われない場合、その特許出願は失効する。

- 暫定拒絶（第 70 条）
- 特許付与または出願の拒絶（第 71 条）
- 出願から 20 年間の権利（第 73 条）

3.1.6 特許登録フローチャート



3.2 実用新案

3.2.1 出願先

産業財産機関 (IPI)
商工省
<http://www.ipi.gov.mz>

3.2.2 出願人適格

特許の場合と同じ。3.1.2 を参照。

3.2.3 出願方法

IPC の手続規定は、以下の通りである。

- 第 100 条は、特許の場合よりも簡潔かつ迅速な実用新案出願の行政手続を定めている。
- 第 100 条は、さらに、実用新案出願に対する異議申立期間、異議申立に対する応答期間および暫定拒絶通知に対する応答期間を 30 日と定めている。
- 第 101 条は、前条 (第 100 条) の規定及び例外規定 (特許の新規性、審査と暫定拒絶に関する規定) を除いて、実用新案の特性と矛盾しない場合は、常に、特許に関する規定が必要な修正を加えて実用新案に適用されると規定している。
- 第 102 条は、公開延期または早期公開が要求された場合を除き、産業財産公報による実用新案の公開は、出願日 (提出日) から 6 か月以内に行われると規定している。
- 第 102 条は、さらに、異議申立が提出された場合を除き、実用新案出願は公開から 30 日後に実体審査なしで権利付与されると規定している。
- 第 103 条は、実用新案の存続期間を出願日から 15 年と規定している。ただし、年金の支払を条件とする。

モザンビークを指定する ARIPO 出願

以下のものが要求される。

- 委任状 (署名のみ) - 出願後 2 か月以内に提出可能。
- 英語による明細書、クレームと要約 - 出願日に要提出。
- 正式図面 (図面がある場合) - 出願日に要提出。
- 国際特許分類 - 後日提出可能、期限設定なし。
- 発明の譲渡証 - 後日提出可能、期限設定なし。
- 宣誓書付き英訳を添付した優先権書類 - 3 か月以内に提出可能。
- 出願に 1 つまたはそれ以上のヌクレオチドまたはアミノ酸配列の開示が含まれている場合は、配列表。配列表は WIPO 標準 ST.25 を満たす電子形式でも提出しなければならない。

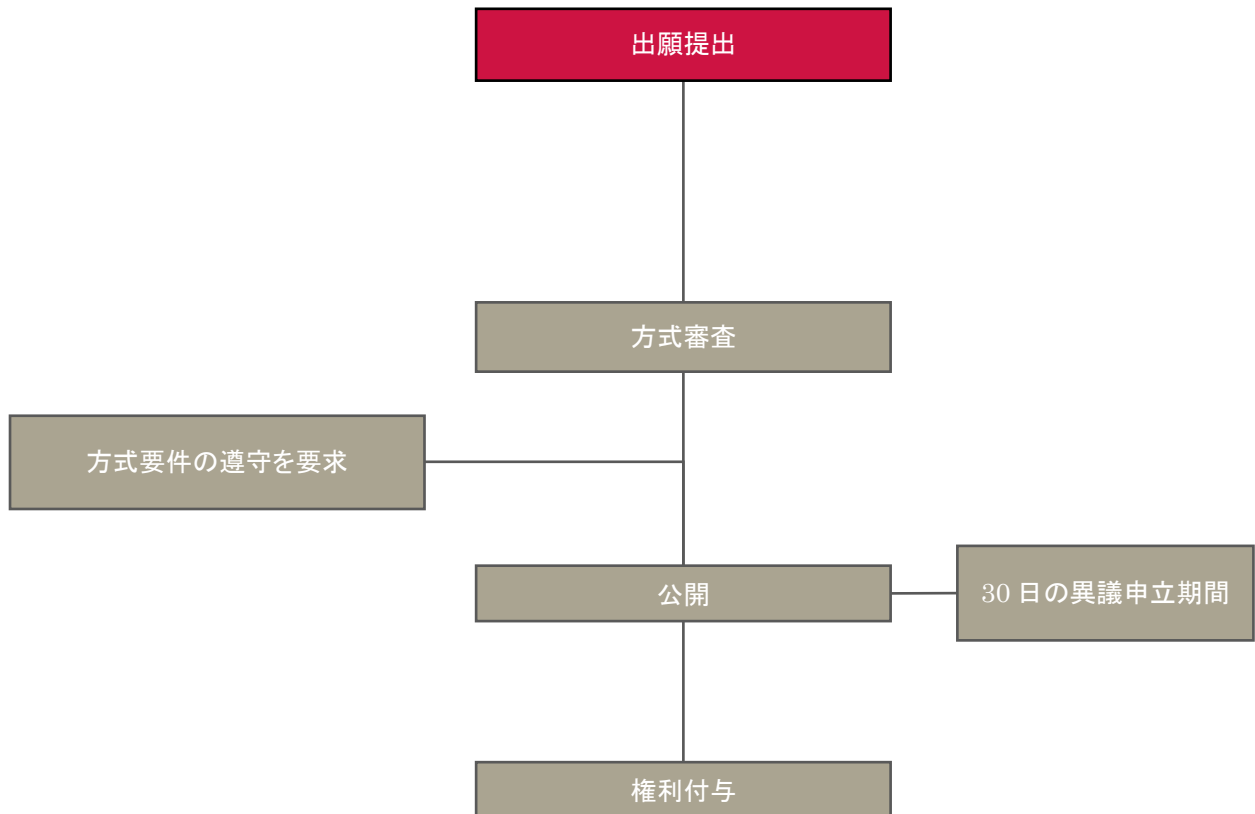
3.2.4 登録手続全体の期間

1 - 2年を要する。

3.2.5 審査手続の内容：オフィスアクション；オフィスアクションへの応答；応答書の作成；異議申立手続；知財権の発行

特許の場合と同じ。3.1.5を参照

3.2.6 実用新案登録フローチャート



3.3 意匠

3.3.1 出願先

産業財産機関 (IPI)
商工省
<http://www.ipi.gov.mz>

3.3.2 出願人適格

これについては、第 106 条に以下のように規定されている。

- 意匠により付与される権利は、「創作者」または創作者の権利承継人に帰属する。
- 複数の創作者が関与している場合、全員が共同で権利を所有するが、彼らの一人または全員により出願を提出できる。
- 複数の人が単独で同じ意匠を創作した場合、権利は最初に出願を提出した人に帰属する。
- 従業員により創作された意匠の場合、特許に関する規定が適用される。3.1.2 を参照。

3.3.3 出願方法

第 109 条は、出願には意匠を組み込む物品を表示する図面、写真その他の画像を添付しなければならない、これには見本を含めてもよいと規定している。

出願人が創作者ではない場合、登録を受ける権利があることを説明する陳述書が必要である。

第 110 条は、単一出願に複数の意匠を含めてもよいと定めているが、それらの意匠が同じ区分に含まれている、または工業製品の同じ組物もしくは構成物の一部であることを条件とする。

方式要件に関して、以下のものが要求される。

- 公証された委任状－出願日から 1 か月以内に要提出。
- 意図される意匠の主題を十分に表示する図面、写真その他の画像であって、意匠の主題の見本を含めてもよい－出願日に要提出。
- 優先権が主張されている場合は、宣誓書付きポルトガル語訳を添付した優先権書類の認証謄本－出願後 2 か月以内に提出可能。
- 該当する場合は、譲渡証－後日提出可能、期限設定なし。

モザンビークを指定する ARIPO 出願

以下のものが要求される。

- 委任状－出願後 2 か月以内に提出可能。
- 意匠の図面または写真－出願日に要提出。
- 明細書／新規性の説明－出願日に要提出。

- 優先権書類－出願後 3 か月以内に提出可能。
- 優先権書類が英語ではない場合、宣誓書付き英訳－出願後 2 か月以内に提出可能。
- 譲渡証－出願後 3 か月以内に提出可能。
- 国際分類の詳細－出願後 3 か月以内に提出可能。

3.3.4 登録手続全体の期間

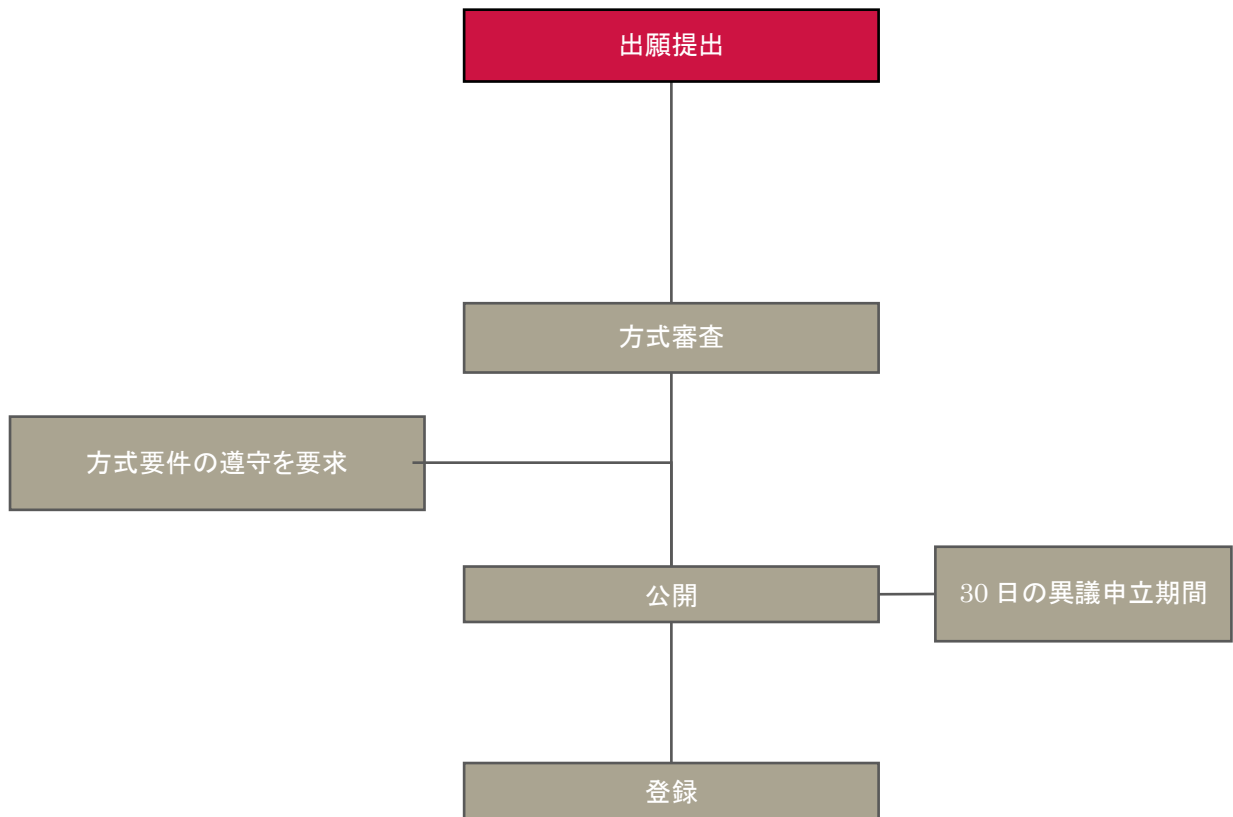
1-2 年を要する。

3.3.5 審査手続の内容：オフィスアクション；オフィスアクションへの応答；応答書の作成；異議申立手続；知財権の発行

手順は以下の通りである。

- 出願日は、出願が受理された日であるが、料金が支払われており、意匠を組み込む物品の見本（または視覚的表現物）が提出されることを条件とする。
- IPI は出願を審査し、方式要件が満たされていることを確認する。実体審査はない。
- 出願により出願人は仮保護を与えられる。ただし、最終的な権利付与または出願の拒絶までは、仮保護を根拠とする裁判所の判決は下されない（第 111 条）。
- 出願は直ちに産業財産公報により公開される（第 112 条）。
- 不利益を被る者は、公開から 30 日以内に異議申立を提出できる。この期間は 1 回に限り追加で 30 日間延長できる。出願人は 30 日以内に応答する機会を与えられた後、長官が決定を下す（第 113 条）。
- 30 日の異議申立期間の満了後（異議申立が提出されない場合）、IPI は出願を検討する（第 114 条）。
- 検討の結果が長官に提出され、長官は出願を許可する、または暫定拒絶を発行できる（第 115 条）。
- 出願人は暫定拒絶に応答する 30 日の期間を与えられる。応答しない場合、拒絶が確定する。
- 拒絶に根拠がなかった、または拒絶理由が解消されたと IPI が結論づける場合、権利付与命令が発行される。拒絶の判断が変わらない場合、長官は最終的な拒絶命令を発行する。

3.3.6 意匠登録フローチャート



3.4 商標

3.4.1 出願先

産業財産機関 (IPI)
商工省
<http://www.ipi.gov.mz>

第 123 条は、登録出願の提出先を IPI と規定している。出願はポルトガル語で行い、出願料の支払の証拠を添付しなければならない。

第 128 条によれば、優先権の主張が可能であり、その期限は対応する先の出願の出願日から 6 か月である。

3.4.2 出願人適格

第 124 条は、合法的に何らかの活動を遂行する、または何らかのサービスを提供する、法人格を有するあらゆる人が、商標登録を出願できると規定している。

団体商標の場合、証明商標の保証を合法的に許可された、または課せられたあらゆる企業体が出願を提出することができ、さらに団体商標は商品またはサービスの特定かつ特有の品質に適用できる。

証明商標の登録出願を提出できるのは、商品またはサービスの種類、性質、材料、使用方法および地理的原産地を含む、特定の基準または技術仕様の遵守を監督、管理または証明する企業体である。

3.4.3 出願方法

主要な要件を以下に示す。

- 登録出願はポルトガル語でなければならない (第 123 条)。
- ポルトガル語訳を組み込んだ公証された委任状が必要である (理想的には、原本を出願に添付すべきであり、少なくともコピーを添付する。提出が遅れ、IPI が当該書類を提出すべきと述べる通知を発行した場合、出願人は 30 日以内に応答しなければならない)。
- 商標のコピー／視覚的描写、商品またはサービスのリストおよび出願料の支払の証拠を添付しなければならない。
- 保護を求める商品またはサービスの区分ごとに、別個の出願を提出しなければならない。
- 優先権を主張する場合、宣誓書付きポルトガル語訳を添付した優先権書類が必要である (理想的には、原本を出願に添付すべきであり、少なくともコピーを添付する。後日提出 (6 か月以内) に関する規定が存在する。IPI が当該書類を提出すべきと述べる通知を発行した場合、出願人は 30 日以内に応答しなければならない)。
- 出願人がモザンビーク国民である場合、モザンビークでの営業許可証のコピーを提出しなければならない。出願人がモザンビークに所在する法人 (会社) である場合、永続的登録証明書または営業許可証を提出しなければならない (第 125 条)。

モザンビークを指定する ARIPO 出願

以下のものが要求される。

- 委任状（署名のみ）－委任状は出願に添付する、または出願日から 2 か月以内に提出すべきである）。
- 通常の活字の商標を除き、見本 10 部。
- 優先権書類（該当する場合）と宣誓書付き英訳（優先権を 6 か月の期限内に主張しなければならず、優先権書類の原本を 3 か月以内に提出しなければならない。IPI が当該書類を提出すべきと述べる通知を ARIPO を通して発行した場合、出願人は 30 日以内に応答しなければならない）。

3.4.4 登録手続全体の期間

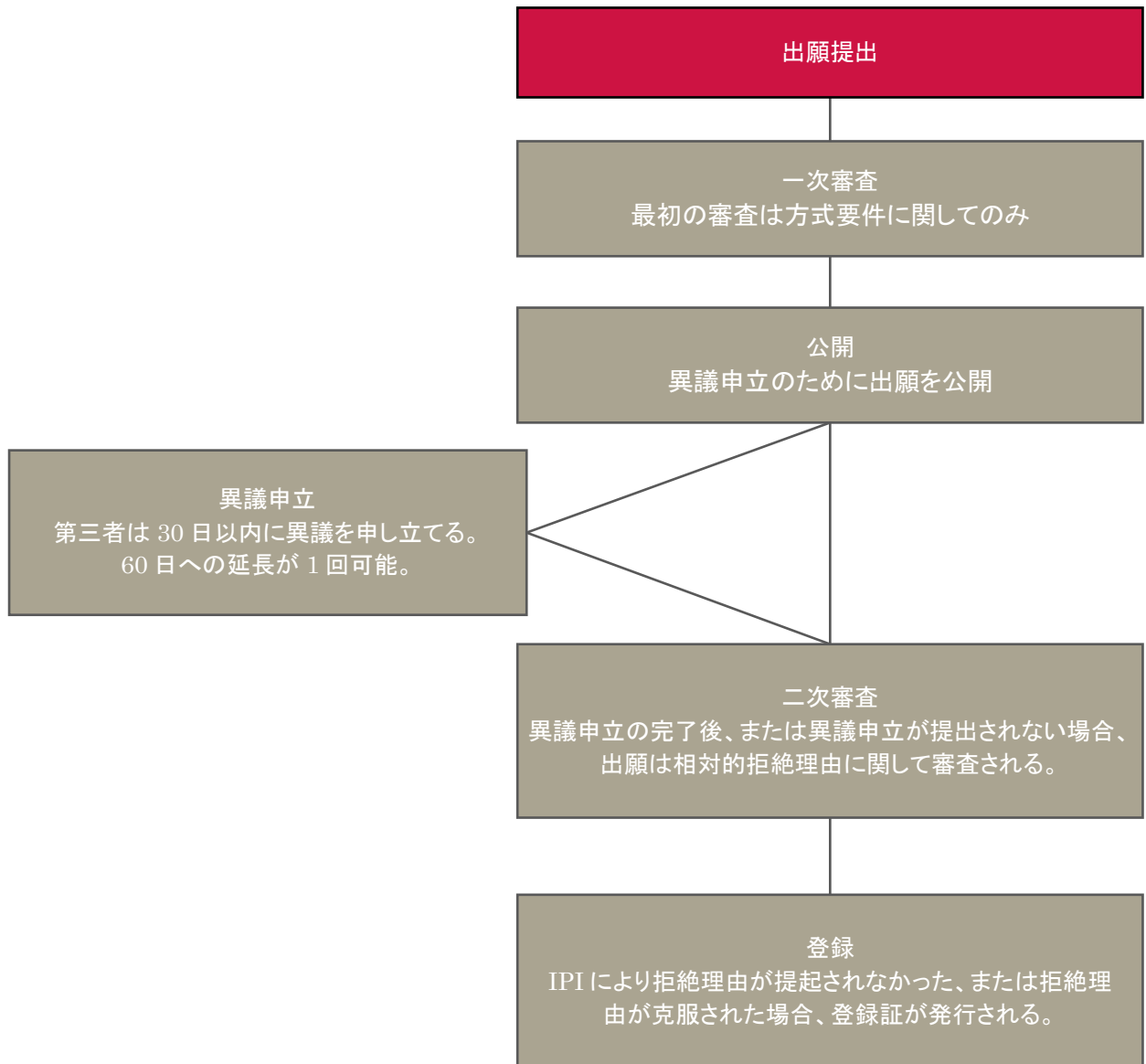
出願から登録まで約 24-36 か月を要している。

3.4.5 審査手続の内容：オフィスアクション；オフィスアクションへの応答；応答書の作成；異議申立手続；知財権の発行

手順は以下の通りである。

- 出願提出後、方式審査が行われる。全ての要件が満たされている場合、出願日が割り当てられる。出願に商標、区分および出願人に関する十分な情報が示されているが、他の点に関して不備がある場合、不備を是正する期間として出願人に 5 日間が与えられる。
- 方式要件が満たされていた場合、IPI は直ちに産業財産公報による出願の公開を命令する（第 129 条）。
- 公報による公開日から 30 日以内に、出願に対する異議申立を提出できる。この期間は最大 60 日に延長できる（第 130 条）。
- 2.4.2 に記載されたいずれかの理由に基づき、出願に異議を申し立てることができ、これらの理由には相対的拒絶理由も含まれる。
- IPI は異議申立書のコピーを出願人に送付し、出願人は応答する期間として 30 日（60 日まで延長可能）を与えられる。出願人が応答しない場合、出願は取り下げられたとみなされる。応答した場合、長官は両当事者の聴聞後に決定を下す。
- 異議申立期間の満了（または商標出願人にとって有利な決定）後、出願は IPI により検討される。長官は許可命令または暫定拒絶を発行する。暫定拒絶の場合、出願人は応答期間として 30 日を与えられる。出願人の意見が認められた場合、IPI は出願を許可する命令を出す。出願人の意見が認められない場合、出願は拒絶される。

3.4.6 商標登録フローチャート



3.5 著作権

3.5.1 出願先

モザンビークにおいて著作権の登録に責任を負う機関は、「Associação Moçambicana de Autores」(SOMAS)、即ちモザンビーク著作権者協会である。先述したように、モザンビークで著作権を登録する義務はない。

自発的登録に関する規定は存在するが、この登録の目的は著作物として保護されるであろう権利を公表することだけである。存在する登録手続は、いかなる権利も確定するものではなく、登録も比較的稀である。

3.5.2 出願人適格

誰でも出願でき、可能な場合は著作物のコピーを提出すべきである。モザンビークにおいて登録は確定的でも一般的でもないため、ここでは誰が登録を出願できるかではなく、誰が著作権の所有権を主張できるかという問題に焦点を絞っていく。

- モザンビークでは、著作物の著作権者が経済的および非経済的権利の第一所有者である。
- 共著の場合、共著者は著作物に関する経済的および非経済的権利の共同所有者である。
- 雇用環境において創作された著作物の場合、経済的権利は雇用主に譲渡されたとみなされる。

3.5.3 出願方法

出願は電子形式で電子メールにより提出できる。出願人は要求された書式と一緒に、可能であれば著作物のコピーを電子形式で提出すると共に、必要な法定料金を支払う。

3.5.4 登録手続全体の期間

登録手続全体は1か月足らずで完了できる。

3.5.5 審査手続の内容：オフィスアクション；オフィスアクションへの応答；応答書の作成；異議申立手続；知財権の発行

寄託形式の制度であるため、審査手続、オフィスアクション、異議申立その他の問題に関する規定は存在しない。

4. 登録後／出願手続後

4.1 特許

4.1.1 所有者の権利

特許権者は、以下の排他的権利を有する（第74条）。

- 発明を実施する。
- 特許を許諾または譲渡する。
- 特許の実施に関するライセンス契約を締結する。
- 特許の不正使用を阻止する。

第 74 条において、製品の生産・市場取引・輸入・販売といった行為は、市場取引または使用を目的とした製品の保有と同様に、使用とみなされると規定されている。第 74 条(5)項に基づき、特許の存続期間中、特許権者は製品に「特許番号」または「Pat. No.…」という表現を用いる権利を有する。

第 75 条には、特許から得られる権利の制限が規定されている。このような制限には、以下のものが含まれる。

- 科学研究を目的とする特許発明に関連する行為
- 特許権者の同意を得てモザンビークの市場に出された製品に関連する行為
- 特許権者の経済的利益を著しく損なわないことを条件として、個人的かつ非商業的規模で行われる行為

第 76 条は、先使用の抗弁について定めている。特許出願の出願日または優先日の時点で、特許出願のクレームに記載された製品の製造または方法の使用に向けて有効かつ本格的な準備手順を誠実に使用または実行しているあらゆる者は、その特許発明を実施する権利を有すると定められている。

4.1.2 知的財産権の消滅

第 22 条は、知的財産権が消滅する一般的な 4 つの方法、つまり所有者による放棄；取消；無効；満了について定めている。そのうち 3 つについて、以下に取り上げる。

放棄

第 23 条は、一般的な知的財産権の放棄について規定している。これによれば、放棄は上申書により行うことができる。

第 78 条は、所有者による特許の放棄書について具体的に規定している。該当する場合は、共同所有者または先取特権もしくは実施ライセンスの保有者の協力を受けて、放棄を行わなければならない。

取消

第 24 条は、一般的な知的財産権の取消について定めている。これによれば、利害関係を有する者だけが取消を請求できる。利害関係を有する者とは、該当する権利が自己に帰属することを立証する者、または（優先権その他の法的権原に基づく）自己の権利を侵害された者であると定義されている。

最終的な権利付与または最終的な拒絶の公告日から 90 日以内に限り、取消を請求できる。

無効

第 25 条は、一般的な知的財産権の無効について定めている。これによれば、知的財産権の登録を許可または拒絶する決定は、以下の場合には、全体的または部分的に無効にされる。

- 主題を保護することができない。
- 必要な登録手続が遵守されなかった。
- 治安、安全および衛生に関する権利が侵害された。
- 当該権利は公序良俗の原則に反する。

利害関係者はいつでも無効を請求できる。無効命令は、当該出願の出願日から効力を生じる。無効の判決は、管轄権を有する裁判所により出される。

4.1.3 強制実施権などのライセンス

第 90 条「強制実施」の規定では、特許付与日から 3 年または出願日から 4 年のうち長い方の期間内に、特許発明を実施することを特許権者に義務づけている。特許権者が実施しない場合、第三者に実施権を与えるよう強制される可能性がある。

また、別の特許の実施が第三者へのライセンスに依存している場合にも、特許権者は第三者にライセンスを与えるよう命令される可能性がある。このような命令は、潜在的使用者が合理的条件でライセンス契約の締結を求めたが、締結できなかった場合に限り認められる。

第 91 条は、契約によるライセンスについて規定している。ライセンスは登録局、即ち IPI に登録されている場合に限り、第三者に対して効力を生じる。

第 92 条は、公衆衛生、国家防衛および経済的・技術的發展を根拠とする公衆の利益のための強制実施権について規定している。

4.1.4 登録／出願の更新

更新料（年金）は、優先日の一年後から開始され、毎年支払わなければならない。出願時に最初の 2 年分の年金を支払う。最初の 2 年分の年金の支払は必須義務である。

4.2 実用新案

4.2.1 所有者の権利

第 104 条は、特許により付与される権利に関する規定が、必要な修正を加えて実用新案に適用されると規定している。

さらに所有者は登録期間中、「Modelo de Utilidade Numero…」（実用新案番号）または頭字語 M.U. No, …（番号を挿入）という用語を使用できると、第 104 条は規定している。

4.2.2 取消の影響を含む、取消手続

実用新案に関する手続は特許の場合と同じである。4.1.2 を参照。

4.2.3 強制実施権などのライセンス

実用新案のライセンスに関する特別な規定は存在しない。4.1.3 を参照。

4.2.4 登録／出願の更新

更新料（年金）は、優先日の一年後から開始され、毎年支払わなければならない、出願時に最初の2年分の年金を支払う。最初の2年分の年金の支払は必須義務である。

4.3 意匠

4.3.1 所有者の権利

第119条は、登録された意匠により付与される権利について定め、以下のように規定している。

- 登録により排他的権利が与えられる。権利者以外の者によるモザンビークにおける登録意匠の実施は、当該所有者の同意を必要とする。
- 登録意匠はその所有者に対し、当該所有者の同意なしに第三者が当該意匠の主題を生産、製造、販売または実施することを阻止する権利を与える。
- 意匠の登録所有者は、当該意匠から生じる排他的権利を侵害する、または当該所有者の同意を得ずに侵害の準備をするあらゆる者を相手取り、訴訟を起こす権利を与えられる。
- 所有者は登録期間中、「Desenho Nr…」（意匠番号）または頭字語「D.Nr」という用語を意匠に使用できる。

第120条に基づき、モザンビークを指定するARIPO意匠登録は、モザンビークにおいて国内で登録された意匠（つまりIPCに従い登録された意匠）と同じ効力を有する。ただし、IPIがハラレ議定書の規則20に基づき、モザンビークでの保護が否認された旨の決定をARPOに通知した意匠を除く。

4.3.2 取消の影響を含む、取消手続

意匠に関する手続は特許の場合と同じである。4.1.2を参照。

4.3.3 強制実施権などのライセンス

意匠のライセンスに関する特別な規定は存在しない。4.1.3を参照。

4.3.4 登録／出願の更新

更新料（年金）は、優先日の一年後から開始され、毎年支払わなければならない、出願時に最初の2年分の年金を支払う。最初の2年分の年金の支払は必須義務である。

4.4 商標

4.4.1 所有者の権利

以下に主要な点を示す。

- 登録商標の所有者は、当該商標を使用する排他的権利を有する。それゆえ第三者が取引の過程で、当該登録の保護対象と類似の商品またはサービスに関して当該商標または類似の商標を使用し、混同が生じる可能性がある場合には、登録所有者はこれを阻止する権利を有する（第 135 条）。
- モザンビークの法律は先使用を認めている。第 135 条において、登録所有者の権利は、当該登録商標の出願日または優先日より前に使用されていた類似または同一の商標の善意の使用者に与えられ、登録を受ける権利を損なうものではないと規定されている。ただし、この先使用者の権利は、先使用者が第 130 条に基づき当該後続商標の登録に対して異議申立を提出していることを条件とする。
- 所有者は登録商標を侵害するあらゆる者を相手取り訴訟を起こす権利があり、この権利は準備行為にも適用される（第 135 項(5)項）。
- 登録により付与された権利は、所有者の同意を得てモザンビークの市場に出された物品には適用されない（この規定は並行輸入に適用されるであろう）（第 135 項(6)項）。
- 登録所有者は「*Marca Registrada*」という用語または R 記号を使用する権利がある（第 135 項(7)項）。

4.4.2 取消の影響を含む、取消手続

- 第 136 条は、全体的または本質的にモザンビークにおける周知商標の複製、模倣または翻訳に相当する商標であって、同一または類似の商品またはサービスに使用されており、結果的に混同を生じる恐れがある場合には、その商標出願または登録の拒絶または取消を規定している。
- 第 136 条は、商標が周知とみなされるのは、モザンビークにおける商標の宣伝の結果として、関心のある公衆の間で周知となった場合であると規定している。ただし、商標登録の拒絶または取消を請求するあらゆる者は、自ら登録出願を提出していなければならない（第 136 条(2)項）。
- 第 137 条(3)項の規定に従い、後続商標が本質的にモザンビークまたは世界中で著名な先の商標の複製、模倣または翻訳に相当し、その後続商標の使用が先の商標の識別性または著名性を不当に利用する、または損なう恐れがある場合、その後続商標の登録は拒絶される、または取り消される。
- モザンビークまたは世界中における商標の宣伝の結果として、関心のある公衆の間で周知である場合、当該商標は著名とみなされる。この場合も、商標登録の拒絶または取消を請求するあらゆる者は、自ら登録出願を提出しなければならない（第 137 条(2)項）。
- ほとんどの国の商標法は、パリ条約の第 6 条の 2 に従う周知商標のみを取り扱っているが、モザンビークの法律は、周知商標と著名商標の双方について規定している。

- 第 136 条は次のように規定している：本質的にモザンビークにおける周知商標の複製、模倣または翻訳に相当する商標であって、当該商標（後続商標）が同一または類似の商品またはサービスに使用されており、結果的に混同を生じる恐れがある場合、当該商標の登録は拒絶される、または取り消される可能性がある。先の商標が周知かどうかを判断する基準は、モザンビークにおける商標の宣伝の結果として、関心のある公衆の間で周知かどうかである。よって証拠は基本的に、モザンビークにおける先の商標の使用と宣伝に焦点が絞られるだろう。
- 第 137 条は次のように規定している：本質的にモザンビークにおいて著名な商標の複製、模倣または翻訳に相当する商標であって、当該商標（後続商標）が異なる商品またはサービスに使用されており、その使用が先の商標の識別性または著名性を不当に利用する、または損なう恐れがある場合、その後続商標の登録は拒絶される、または取り消される可能性がある。先の商標が著名かどうかを判断する基準は、モザンビークまたは世界中における商標の宣伝の結果として、関心のある公衆の間で周知かどうかである。よってここでの証拠は、モザンビークおよび他の場所における先の商標の使用と宣伝に関するものとなるだろう。
- 第 138 条は、モザンビークの制度の特異性、使用する意思の宣言書（Declaration of Intentio to USE:DIU）について規定している。
- 第 138 条の規定に従い、商標登録の所有者は、登録日から 5 年ごとに DIU を提出しなければならない。この宣言書は、該当する 5 年間の満了の 6 か月前から 6 か月後までの 1 年間に提出しなければならない。注意すべき点として、使用の証拠は要求されず、所有者が商標を使用する意思があると述べる宣言書だけが要求される。法定料金は登録 1 件につき 900.00 モザンビーク・メティカル（約 12.00US ドル）である。
- DIU を提出しない場合、その商標は第三者に対して権利行使できない。さらに IPI 長官は、当該登録により権利を妨害されたあらゆる者の要求に応じて、当該登録の失効を宣言する。
- 失効が要求または宣言されない場合、当該登録所有者は DIU と当該商標が使用されている証拠を提出することにより、当該登録を再び法的に有効にすることができる。
- また、使用の証拠なしに登録を更新することも可能であるが、登録は依然として上記の DIU 要件に拘束される。

4.4.3 強制実施権などのライセンス

第 141 条において、商標所有者は商標の使用に関するライセンス契約を締結できると規定されている。この契約には品質管理規定を盛り込まなければならない、ライセンシーに訴訟を行う権利を含めることができる。ライセンス契約を IPI に登録している場合に限り、第三者に対して権利行使することができる。

第 140 条は、商標登録の譲渡について規定している。本規定により、所有者は関連する会社を譲渡するかどうかにかかわらず、言い換えれば営業権を譲渡するかどうかにかかわらず、商標を譲渡できる。譲渡は書面で行わなければならない。

4.4.4 登録／出願の更新

第 139 条は、登録の存続期間を出願日から 10 年と定めている。更新料を支払うことにより、登録を無期限に 10 年間ずつ更新できる。

4.5 著作権

4.5.1 所有者の権利

先述したように、モザンビークにおいて著作権登録は要求されない。

著作権法の規定に従い、著作権所有者は自動的に経済的権利に加え、「非経済的権利」として知られる人格的権利も有する（第 6 条）。

第 7 条に従い、経済的権利は、以下の行為を許可する排他的権利を含む。

- 著作物の複製
- 著作物の翻訳
- 著作物の翻案、編曲その他の改変の作成
- 市販、他のあらゆる形式による所有権移転、レンタルおよび公共貸与に利用可能な著作物のコピーの作成
- 人前での著作物の発表または実演
- 著作物のコピーの輸入または輸出
- ケーブルその他の手段の放送による公衆への著作物の伝達

経済的権利には制限が設けられている。これらの制限は第 III 章第 I 節第 9 条 - 第 20 条に規定されており、以下のものを含む。

- 私的目的の複製
- 引用による複製
- 教育目的での使用
- 図書館および記録保管サービスのための複製
- 司法上または行政上の理由による複製
- 情報提供のための複製 - 時事問題の報道など、特定の報道利用が含まれる。
- 公共の場で表示される著作物の画像の使用
- コピーの正当な所有者によるコンピュータプログラムの複製と改変
- 放送機関による一時的な収録
- 再販売および公共貸与
- 公開の発表または実演
- 私的目的の輸入

著作者の非経済的権利は、第 8 条に規定されている。

- 自己の著作物の著作権資格を主張する権利、とりわけ著作物の全ての公然使用に関して著作物のコピーに通常の方法で可能な限り自己の名前が言及されることを保証する権利。
- 匿名を維持する権利または仮名を使う権利。
- 自己の著作物のあらゆる歪曲、毀損その他の改変に対して、または名誉や評判もしくは著作物の信頼性や完全性を損なう恐れのあるあらゆる軽蔑的行為に対して、異議を唱える権利。

4.5.2 取消の影響を含む、取消手続

適用なし。

4.5.3 強制実施権などのライセンス

著作物の著作者は、自己の著作権に基づき独占的または非独占的ライセンスを付与することができる。期間が明記されていない場合は、その期間は12か月とみなされる。

4.5.4 登録／出願の更新

適用なし。

5. 権利行使

ブランド所有者が必要な権利を有するとすれば、モザンビークで効果的な権利行使訴訟を起こすことができる。モザンビークの法制度は大陸法に基づいており、法律が主な法源であり、英米法制度のように拘束力のある先例はない。

一般的に、裁判所に付託された事件は長期に及び、判決に至るまでに何年かかかる。事件が5年以内に終結するとは期待できず、はるかに長引くこともある。これがモザンビークで訴訟を起こす際に直面する大きな問題の一つであり、残念ながら事件の迅速な処理を可能にする手立てはほとんどない。

訴訟を提起する費用は予想が難しく、事件に関連する具体的な一連の状況に基づいて費用に関する助言をする方が常に望ましい。おおよその見積として、訴訟の準備と提起から第一審判決までの費用は、費やされた時間や、どの程度精力的に訴訟を防御するかにもよるが、あらゆる翻訳費用を除いて、8,000.00～15,000.00 ポンド (10,904～20,445US ドル) くらいである。

留意すべき点として、知的財産事件はモザンビークの裁判所では比較的珍しく、知的財産法や実務について経験の浅い裁判官も少なくない。

モザンビークの憲法は、憲法評議会に加えて、最高裁判所 (Tribunal Supremo)、行政裁判所 (Tribunal Administrativo) および司法裁判所について規定している。明確にしておくべき重要な点として、最高裁判所は司法裁判所であり、別個のカテゴリーではない。司法裁判所は、最高裁判所、州裁判所 (Tribunais Judiciais de Província) および地方裁判所 (Tribunais Judiciais de Distrito) で構成されており、これらの裁判所は全ての民事と刑事事件を審理する。知財事件において刑事訴訟が提起されるのは極めて稀である。

最高裁判所は司法制度の頂点に位置し、国全体に対する管轄権を有し、首都のマプトに置かれている。最高裁判所は民事事件に加え、公務員などを相手取った刑事事件も扱い、控訴裁判所からの上告も扱っている。

州裁判所は、モザンビークの 10 州それぞれと首都のマプトにあり、11 存在する、さらに 100 を超える地方裁判所も存在する。州裁判所と地方裁判所は、一定の金額と拘禁年数を超える事件を審理する。

司法制度には、州裁判所からの控訴を審理する高等控訴裁判所（Tribunais Superiores de Recurso）も含まれる。

行政裁判所は独立した裁判所であり、行政機関により下された行政決定の合憲性と合法性に関する事件、行政上の財政・税関事件を審理し、国家予算と公共支出の合法性を調査する責任を負っている（会計裁判所）。知財事件において、行政裁判所は IPI の決定から生じる上訴を審理する。

さらに、特別な裁判所も存在し、財政裁判所、関税裁判所、海事裁判所、労働裁判所および仲裁裁判所が含まれると共に、地方慣習法裁判所も設立されている。

5.1 特許と実用新案

特許と実用新案の場合の権利行使は同じである。

5.1.1 侵害と救済

「産業財産権の侵害」という表題の第 212 条は、産業財産権の侵害とみなされる行為を列挙している。その中で、不正競争と排他的特許権の侵害を挙げている。

第 213 条「不正競争」は、工業、商業またはサービス部門における公序良俗に反する行為について取り上げている。不正競争罪の定義は非常に幅広く、特許の主題ではないのに主題であると表明する製品の販売申込や、特許が存在しないのに存在すると広告に表示することも含まれる。

第 213 条に列挙された犯罪には、加害者が自然人である場合は最低賃金の 112 倍の罰金、加害者が法人である場合は最低賃金の 224 倍の罰金が科せられる。2020 年の最低賃金は、4267 モザンビーク・メティカル（56.7US ドル）と定められている。

第 214 条「排他的特許権の侵害」では、以下の者は特許権を侵害すると規定されている。

- 発明特許または実用新案の所有者の許可を得ずに、その主題である商品を生産する者
- 合法的所有者の許可を得ずに、特許の対象である製品または方法を使用する者
- 上記のいずれかの方法で得られた製品を輸出もしくは輸入、販売、流通、または悪意で隠匿する者
- 合法的所有者の許可を得ずに、発明特許を開示する者

第 214 条に列挙された犯罪には、加害者が自然人である場合は最低賃金の 89 倍の罰金、加害者が法人である場合は最低賃金の 200 倍の罰金が科せられる。

5.1.2 税関を含む行政執行

第 222 条 - 第 228 条は、様々な手続上の問題を取り上げている。

第 222 条は、国家経済活動監査院（*Inspeção Nacional das Atividades Económicas* : INAE）が、第 212 条「産業財産権の侵害」の違反行為を調査する任務を負うと定めている。

INAE は、商工省の監督下にある政府機関である。INAE は、モザンビークにおける全ての模倣品取締り活動に責任を負っているため、極めて重要である。INAE はしばしば知財専門家の協力を受けて、模倣品が製造または販売されている可能性のある場所を調査する権限を有する。

後述するように、知財権所有者は模倣品に関する苦情を INAE に提出でき、INAE は IPI と協力する。INAE は疑わしい模倣品を押収でき、罰金を科し、刑事手続に向けて、司法長官室に報告書を提出できる。刑事手続の結果として、模倣品は廃棄される可能性がある。

侵害の調査は、INAE もしくは産業財産庁（IPI）により、または利害関係者からの報告に従い開始されると、第 223 条は規定している。さらにこれらの調査のため、当該二つの機関がチームとして取り組むと規定している。

権利の侵害が立証された後、チーム（INAE と IPI の職員で構成される）は公式報告書を作成し、INAE と IPI に提出する。IPI 長官はその後、法律に規定された制裁を科すよう要求される。規定された制裁には、罰金と商品の押収が含まれている。

第 224 条において、不服のある当事者は制裁の通知から 30 日以内に、当該制裁に対する不服申立を提出できると規定されている。商工省は 30 日以内に、不服申立に対する命令を発行する。

第 225 条「民事手続」は、効率的かつ公衆の利益になるとみなされる場合には、INAE は（IPI と協力して）通常裁判所に事件を付託できると述べている。さらに裁判所の能力にかかわらず、INAE は追加の証拠を集めるために補足調査を行うことができると述べている。

第 226 条において、税関当局は輸入または輸出されようとしている知財権を侵害する商品を押収できると規定されている。モザンビークには公式の税関記録手続はないものの、知財権所有者が知財権を侵害している商品を模倣品として押収するよう要求する申請を INAE に提出できる非公式の手続が確立されている。

押収は INAE と協力して税関当局の主導で行われるが、利害関係者も押収を要求できる。利害関係者は、押収された商品を保護する措置を講じるよう税関当局に依頼することができる。利害関係者は決定を不服とする上訴を関税裁判所に提出できる。さらに利害関係者は、適切な暫定措置の決定を関税裁判所に要求することもできる。

第 227 条は、模倣品に使用された材料を含む、押収された商品が国家に没収されることを規定している。かかる商品は、知財権を侵害する部分を除去できない場合には、廃棄される。

第 228 条は、科せられた罰金の支払期間を 15 日と定めている。支払わない場合、事件は管轄裁判所に寄託されることになる。

5.2 意匠

5.2.1 侵害と救済

「産業財産権の侵害」という表題の第 212 条は、産業財産権の侵害とみなされる行為を列挙している。その中で、不正競争と排他的意匠権の侵害を挙げている。

第 213 条「不正競争」は、工業、商業またはサービス部門における公序良俗に反する行為について取り上げている。不正競争罪の定義は非常に幅広く、登録意匠の主題ではないのに主題であると表明する製品の販売申込も含まれる。

第 213 条に列挙された犯罪には、加害者が自然人である場合は最低賃金の 112 倍の罰金、加害者が法人である場合は最低賃金の 224 倍の罰金が科せられる。

第 215 条「排他的意匠権の侵害」では、以下の者は意匠権を侵害すると規定されている。

- 所有者の許可を得ずに、意匠の全部または一部を使用、複製または模倣する者
- 所有者の同意を得ずに、登録意匠を輸出もしくは輸入、販売または流通させる者
- 所有者の同意を得ずに、登録意匠を応用する商品を生産する者
- 所有者の同意を得ずに、登録意匠を応用する製品を輸出、輸入、販売、流通させる者、または悪意で隠匿する者

第 215 条に列挙された犯罪には、加害者が自然人である場合は最低賃金の 33 倍の罰金、加害者が法人である場合は最低賃金の 112 倍の罰金が科せられる。

5.2.2 税関を含む行政執行

5.1.2 を参照。

5.3 商標

5.3.1 侵害と救済

「産業財産権の侵害」という表題の第 212 条は、産業財産権の侵害とみなされる行為を列挙している。その中で、商標の偽造と不正使用を挙げている。

第 213 条「不正競争」は、工業、商業またはサービス部門における公序良俗に反する行為について取り上げている。不正競争罪の定義は非常に幅広く、次のものを含む：登録されていないのに登録されていると表明する商標を付した製品の展示、販売または販売申込；競合者の事業または製品と何らかの混同を引き起こす恐れのある行為；許可を得ずに、他者に帰属する商標に言及すること。

第 213 条に列挙された犯罪には、加害者が自然人である場合は最低賃金の 112 倍の罰金、加害者が法人である場合は最低賃金の 224 倍の罰金が科せられる。

第 216 条「商標の偽造と不正使用」は、以下の者による犯罪として偽造を定義している。

- 所有者の許可を得ずに、登録商標を全体的または部分的に複製する者

- 第三者に帰属する登録商標を改変し、発売された製品に使用する者
- 偽造または模倣商標を使用する者
- 周知または著名商標を使用、複製または模倣する者
- 商品またはサービスの出所について需要者の誤認を招く方法で、登録商標の所有者のものとは異なる商品またはサービスを特定するために当該商標を使用する者
- 偽造もしくは模倣商標、または前項に従い使用される商標を付した製品または商品を輸出する、輸入する、販売する、売りに出す、または流通させる者

さらに、以下の者による商標の不正使用も犯罪とみなされる。

- 自己の商品またはサービスを特定するために、無許可の商標または IPI により拒絶された登録出願の商標を使用する者
- IPC および公的秩序に反する、または公序良俗に反する表現または図案を伴う商標を使用する者
- 禁止された商標を付した製品または商品を輸出する、輸入する、販売する、売りに出す、または流通させる者

第 216 条に列挙された犯罪には、加害者が自然人である場合は最低賃金の 112 倍の罰金、加害者が法人である場合は最低賃金の 224 倍の罰金が科せられる。

5.3.2 税関を含む行政執行

5.1.2 を参照。

5.4 著作権

5.4.1 知財権保護に関する司法制度と裁判所

著作権法の第 IV 編は、「著作権および著作隣接権の侵害と保護」という表題である。著作権法のこの部分は、経済的権利と非経済的権利の双方の侵害に適用される。

第 60 条は、経済的権利の侵害問題に関して、著作権侵害は民事と刑事の双方に基づき処罰されると規定している。

5.4.2 民事救済

著作権所有者は、差止命令と損害賠償を求めて侵害訴訟を提起する権利を有する。

第 59 条(1)項は、民事救済を取り上げ、被害者にとっての民事救済は自己の権利の法的防御を開始することであると規定している。

このような救済の一つが差止命令である。第 69 条の規定により、著作権所有者は裁判所に申し立て、違法行為の継続または侵害行為の再発を阻止するよう要求できる。

第 70 条の規定に従い、著作権所有者は侵害された著作物のコピーの押収と廃棄を裁判所に請求する権利を有する。この命令は著作物の複製または配布に用いられた機器にも適用でき、これらの機器の所有権は国家に帰属する。

第 71 条では、押収された著作物のコピーは押収請求人の財産として存続すると規定されている。

第 72 条は、侵害された著作物が発見された場所のどの裁判所へも押収を請求でき、必要な場合には、他の裁判所でも押収が有効とされると規定している。

第 6 条では、著作権所有者は自動的に経済的権利と人格的権利の双方を有すると規定されているが、第 57 条では、著作権登録証は司法裁判所において所有権の明確な証拠になると規定されている。

5.4.3 刑事救済

第 61 条は、「不法使用」の犯罪について取り上げている。本条の規定によれば、このような不法使用が生じるのは、該当する著作者、実演家、録音物製作者または放送機関から正式な許可を得ていない者が、法律に規定されたいずれかの方法により、他者の著作物を使用または利用する場合である。さらに不法使用は、権限のない者がまだ開示されていない著作物を開示または公表する場合にも生じる。

第 62 条は、侵害の犯罪について取り上げている。侵害が生じるのは、全体的または部分的に他者の著作物の複製である著作物、実演、録音物または放送を自分の創作物と偽って使用する場合である。

どちらの犯罪も軽罪に分類されており、拘禁および罰金の形で処罰される可能性がある。

第 65 条は、刑事罰について取り上げているが、拘禁の期間または罰金の金額については定めていない。また、再犯の場合には、刑事法の一般規定に従い処罰が重くなると述べている。

第 6 条では、著作権所有者は自動的に経済的権利と人格的権利の双方を有すると規定されているが、第 57 条では、著作権登録証は司法裁判所において所有権の明確な証拠になると規定されている。

5.4.4 税関を含む行政執行

著作権法には、税関などの行政執行に関する具体的な規定は存在しない。

IPC の第 222 条において、INAE は IPI と提携して第 212 条に列挙された違反行為を調査する任務を負うと明確に述べられているが、この第 222 条には、著作権への明確な言及がない。そのため著作権が適切な措置の根拠となる可能性は低い。

[特許庁委託事業]

モザンビークの知的財産制度およびその運用に関する調査

2021年3月発行

禁無断転載

[調査受託]

Spoor & Fisher

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部